

京都市いきいき市民活動センター指定管理者募集要項（案）抜粋

募集に関する基本的事項

京都市いきいき市民活動センターについて、京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定に基づき、当該施設の設置目的を効果的に達成することができる指定管理者を以下のとおり募集します。

1 対象施設の概要

京都市いきいき市民活動センター（以下「いきいきセンター」という。）

(1) 目的

市民公益活動はもとより、サークル活動など市民活動を幅広く支援していくため、市民がいきいきと活動できる場所と機会を提供する。

(2) 名称及び所在地

※ 募集は、いきいきセンターごとに実施します。一団体に複数のいきいきセンターに応募することも可能です。

名 称	所 在 地
京都市北いきいき市民活動センター	京都市北区紫野西舟岡町2番地
京都市岡崎いきいき市民活動センター	京都市左京区岡崎最勝寺町2番地
京都市左京西部いきいき市民活動センター	京都市左京区田中玄京町149番地
京都市中京いきいき市民活動センター	京都市中京区西ノ京新建町12番地の34
京都市東山いきいき市民活動センター	京都市東山区三条通大橋東入2丁目下る巽町442番地の9
京都市下京いきいき市民活動センター	京都市下京区上之町38番地
京都市吉祥院いきいき市民活動センター	京都市南区吉祥院砂ノ町47番地
京都市上鳥羽北部いきいき市民活動センター	京都市南区上鳥羽南唐戸町62番地の2
京都市上鳥羽南部いきいき市民活動センター	京都市南区上鳥羽山ノ本町332番地
京都市久世いきいき市民活動センター	京都市南区久世大築町54番地の1
京都市醍醐いきいき市民活動センター	京都市伏見区醍醐外山街道町21番地の21
京都市伏見いきいき市民活動センター	京都市伏見区深草加賀屋敷町6番地の2

2 応募資格

(1) 要件

応募できる者は、法人その他の団体に、当該施設の管理運営を行ううえで人的かつ財産的な管理能力を有し、かつ次に掲げる資格を有する者とします。

ア 法人又は法人以外の団体にあってはその代表者が、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。

ウ 法人又は法人以外の団体にあってはその代表者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係

機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。

エ 法人又は法人以外の団体にあつてはその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。

オ 法人又は法人以外の団体にあつてはその代表者が、次に掲げる税等を滞納していないこと。

(ア) 所得税又は法人税

(イ) 消費税及び地方消費税

(ウ) 京都市の市税(本市に事業所がある場合)

(エ) 京都市の水道料金及び下水道使用料(本市に事業所がある場合)

カ 団体が京都市暴力団排除条例(以下「排除条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団ではなく、また、団体の代表者、役員又はその使用人が同条例同条第4号に規定する暴力団員等又は同条例同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないことのほか、契約の相手方としてふさわしくない者でないこと。

(2) 複数の団体で構成する連合体による応募

複数の団体で構成する連合体で応募する場合にあつては、構成団体のすべてが前項の要件に該当することのほか、次の要件を満たすことが必要です。

ア 連合体の構成団体が、単体又は他の連合体の構成団体として、一つのセンターに対して重複して応募しないこと。

イ 連合体は、連合体結成の協定書により代表団体を選定し、その代表者を応募代表者とすること。また、本市への書類の提出等は当該代表団体が行うこと。

3 指定期間

令和8年4月1日から令和12年3月31日までの期間を予定しています。ただし、管理運営を継続することが適当でないとき認めるときは、指定を取り消すことがあります。

4 管理運営に係る基本的事項

(1) 開所日

毎週火曜日及び年末年始(12月29日から1月4日まで)を除く毎日

※ 休所日が国民の祝日と重なっても、休所日は振り替えず、休所とします。

(2) 開所時間

[サロンを除く]

月、水、木、金及び土曜日

午前10時から午後9時まで

日曜日

午前10時から午後5時まで

[サロン]

月、水、木、金及び土曜日

午前10時から午後4時30分まで

(3) 利用料金

センター施設及び付属設備の利用料金については、指定管理者自らの収入とし、当該利用料金の額は、京都市市民活動センター条例(以下「センター条例」という。)及び同条例施行規則により定める額を上限として、指定管理者が本市の承認を得て定めるものとします。

また、施設の目的外使用許可に係る使用料については、本市の歳入として取り扱います。

【利用料金の上限額】

■貸館等

区分	単位	利用料金
会議室、和室及び音楽室	1時間	円 600
集会室、多目的ホール及び料理室		800
スモールオフィス	1区画につき1月	10,000

※ 会議室、和室、音楽室、集会室、多目的ホール及び料理室を、事業者が利用する場合の利用料金の上限額は、この表に掲げる額の2倍に相当する額とします。

■付属設備

区分	単位	利用料金	
ロッカー	1個につき1月	円 830	
		中型	520
		小型	200
マイクロホン	1本につき1回	1,250	
無線マイクロホン装置	1チャンネルにつき1回	3,140	
音響設備	一式につき1回	730	
支柱及びネット（バレーボール用）	1組につき1時間	400	
支柱及びネット（バドミントン用）	1組につき1時間	200	
バスケットボール用ゴール	1対につき1時間	300	
卓球台	1台につき1時間	200	
ピアノ	1台につき1時間	300	